財 第 4 6 5 号 令和元年8月16日

各 部・課 長

副市長 山崎健二

令和2年度予算編成について(依命通知)

【本市の財政状況について】

本市の財政は近年さらに厳しい状況となっており、社会保障経費の 増額や、市債残高の増加に伴う公債費の増額により、財源調整基金の 残高は減少し続けている。

社会保障経費については、保育需要に対応した整備等を推進してきた結果による給付の拡大や、高齢化による後期高齢者医療事業及び介護保険事業への市の法定負担の増加など、事業費の拡大が続いている。

公債費については、学校の耐震化や南部・北部清掃工場の整備などにより、一般会計の市債残高は平成30年度末に1,801億円となり、5年前に比べ422億円増加している。このうち、臨時財政対策債を除いた普通建設事業にかかる市債残高は、5年間で353億円増加している。

このような状況を受け、財源調整基金も平成25年度末の226億

円から5年連続減少し、平成30年度末では115億円と、ほぼ半減となっている。

今後も社会保障経費をはじめとする事業費の拡大等は継続するものと予測され、本市の財政状況が更に厳しさを増す状況である。

【行財政改革に対する取り組みについて】

厳しい財政状況の見込みに対し、平成28年度に行財政改革推進本部を、平成29年度には外部有識者による行財政改革推進会議を設置し、行財政改革に関する方策について議論を続けてきた。

平成29年度末に示された、受益者負担の見直し、業務改革、指定管理者制度の導入検討など28項目の提言を受け、平成30年度末に策定した「行財政改革推進プラン」では、改革の取り組みを『6つの柱』に分類し、令和元年度・2年度の「集中取組期間」において具体的な方策の検討を行うこととした。

本年度に入り、自律的に事業の点検や評価、見直しの検討を行い、 外部の視点も活用しながら、その結果を次年度以降の予算に反映させ る仕組みである行革レビューを実施し始めたところである。

各部局においては、行革レビューの対象事業について、本年10月 に決定予定の見直し方針を、令和2年度予算編成に反映するよう努め られたい。

【本市が取り組むべき行政課題について】

国においては、本年10月から消費税増税を実施することから、本 市の歳入面において、令和2年度からの地方消費税交付金の増額交付 が見込まれる。

しかしながら、昨年6月に閣議決定された「2019年度から20 21年度の経済財政運営と改革の基本方針2018」においては、「地 方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、201 8年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保 する」こととされており、このことは、令和2年度の国における地方 財政の負担が大幅に改善することはないことを示している。

歳出面では、消費税増税を受けた幼児教育・保育の無償化について、 本年10月以降、確実に実施する必要がある。

一方、普通建設事業は、道路・河川等の都市基盤の整備や、「公共建築物保全計画」に基づく施設の長寿命化など、特に市民の安全・安心にかかる事業を優先的に実施するとともに、(仮称)塚田第二小学校の建設や海老川上流地区を中心としたメディカルタウンの構築等についても着実に推進していく必要がある。

また、令和2年度より一般職の非常勤職員と臨時職員が会計年度任 用職員へと移行することとなり、期末手当等の財政措置が必要となる ため、財政運営へも大きく影響を及ぼすことになる。

【令和2年度予算編成について】

令和2年度については、地方消費税交付金の増額や人口増に伴う市税収入の増加が見込まれるところであるが、公債費や社会保障経費等の増加を受け、財政状況の改善は困難な状況である。

普通建設事業では、既に着手している事業については、財政状況が厳しい中でも確実に事業を進める一方で、「行財政改革推進プラン」でも記したとおり、令和元年度・2年度の2か年については、新たな大規模建設事業は着手しないこととしている。

ただし、「公共建築物保全計画」にかかる整備事業については、老 朽化している部分について可能な限り前倒し、将来的な財政負担が軽 減されるような長寿命化を推進していく必要がある。

財源調整基金については、行財政改革の効果が出るまでの間は基金 残高の減少を抑えるよう、当初予算への基金繰入額の抑制を図るとと もに、公債費の急激な増加とならないよう普通建設事業の抑制を引き 続き図る必要がある。

このことから、令和2年度予算編成においては、以下の3つの方針を示す。

- ・財源調整基金繰入金を35億円程度とする
- ・普通建設事業費は令和元年度と比較し、さらなる削減を行う
- ・市債発行額の抑制をする

なお、予算編成の過程で、今後の費用抑制や利便性が向上するような事業の検討や、既存の経常的な事業についても行政効果を再点検するとともに、各部局において無駄の排除等の必要な措置を講じ、事業の実施方法、実施時期等を十分検討のうえ予算要求すること。

来年度は令和3年度をスタートとする新たな総合計画を作り上げる一年である。そのことを意識し、直面する行政課題の解決や、行政サービスの充実を図るよう、最も効果的な予算を編成することに努められたい。

以下に、予算編成にあたっての基本事項を示すので、これにより適切に対処されたい。

基本事項

- 1. 予算要求にあたっては、事業の優先順位、行政効果を十分見極め、 効率的・重点的な予算要求を行うこと。特に市単独事業については、 行政サービスの水準の範囲などについて、行革レビューの対象となっ ていない事業についても、他団体との比較をするなどして、事業の効 果検証を行うこと。
- 2. 決算で多額の不用額が生じている事業や年度途中に予算不足が生じて流用等の措置が必要となった事業については、対象事業の過去の実績の分析を行い、その原因を究明し十分に精査のうえ適切な予算要求となるよう努めること。
- 3. 部局の垣根を越えた横断的な取り組みを推進する必要がないか、あるいは他部局と類似する事業を行い無駄が生じていないか、部局間で十分協議調整すること。
- 4. 実施計画対象事業の所管部課にあっては、企画財政部から10月上旬を目途に査定結果を通知する予定であるので、査定で事業実施が不採択となった事業については、要求しないこと。
- 5. 枠配分対象事業に指定された事業であっても、事業内容や実施方法 等の見直しにより適切な予算積算に努めること。
- 6. 歳入の確保については最大限の努力を払うこと。捕捉洩れのないよ

- う十分注意するとともに、収納率の向上を図ること。
- 7. 国・県支出金については、制度研究を十分に行い、特定財源の計上 洩れ等がないよう注意すること。
- 8. 特別会計及び企業会計については、独立採算の確保に努め、安易に 一般会計からの繰入金等に依存することは厳に慎むこと。
- 9. 出資団体等に対しては、各団体の経営努力を強く求め、当該団体に対する補助金・委託料等の削減に努めること。
- 10. 他団体が先行して実施している効率的な行政運営の情報収集・分析を行い、更なる業務の効率化に努めること。
- 11. 平成30年度決算審査の過程において指摘された事項については、 適切に対応すること。
- 12. 監査委員による定期監査等や包括外部監査の指摘のなかで、予算に 関係する事項は、改善のうえ適切に対応すること。